

令和3年8月2日

本会の新型コロナウイルス感染防止対策

公益社団法人大阪府建築士会

令和3年8月2日～31日まで緊急事態宣言が発出されたことにより、本会ではこの期間について、下記の対応を行います。なお、感染状況により期間が延長された場合は、その期間に準じます。

事業名		対策
1	理事会	理事会は議決権のある理事及び監事による開催とし、Web会議又は、Web併用による会議とする。
2	部門会議、委員会、勉強会等	Web会議又は、Web併用による会議とする。
3	会議時間	府の外出自粛要請により、20時までとする。
4	法定講習等 (定期講習、監理技術講習、 既存住宅状況調査技術者講習等)	国交省等の判断に従い、受講人数は会場定員の50%以下とし、検温、マスク着用、手指の消毒及び会場内換気などのコロナ感染防止対策を行い実施する。
5	本会主催の講習会、研修会、 見学会等の一般募集事業	法定講習に倣い、コロナ感染防止対策を行い実施する。 ただし、コロナ禍の状況及び講師や見学先等の諸事情によって、延期または中止を検討する。
6	建築相談 (電話、面接、現地の各相談)	期間中は中止する。
7	インスペクション業務、 木造耐震診断業務等	期間中の診断・調査等は中止する。
8	大阪市高齢者住宅改修費 給付事業審査業務	大阪市の判断に従い、書類審査は通常通り行う。 ただし、訪問審査は宣言期間終了まで中止する。
9	地方公共団体、公益法人等 への公職派遣	依頼先の判断に従い、派遣者の判断も配慮して対応する。
10	事務局	事務局は通常通り業務を行なう。 時間外業務が生じた場合は、府の外出自粛要請により20時までとする。